

平成28年(㉮)第25号, 平成28年(㉮)第26号

債権者 西郡均 外3名

債務者 四国電力株式会社

平成28年9月20日

準備書面 (3)

大分地方裁判所民事部保全係 御中

債務者訴訟代理人弁護士

田代



同弁護士

兼 光弘



同弁護士

松繁



同弁護士

生野裕



同弁護士

上野貴士



債務者は、平成28年8月9日付けの債権者ら準備書面(3)及び同(10)における原子力事故による被害に関する主張に関し、以下のとおり主張する。

- 1 答弁書「債務者の主張」において詳述したとおり、債務者は、本件3号機において放射性物質の持つ危険性が顕在化することがないように十分な対策を講じ、本件3号機の安全性を確保している。

すなわち、債務者は、本件3号機の立地地点及びその周辺の自然的立地条件(地震、津波等)について詳細な調査を行い、その特性を十分に把握した上で、平常運転時の被ばく低減対策を講じるとともに、深層防護の考え方にに基づき、原子炉を「止める」「冷やす」、放射性物質を「閉じ込める」という安全上重要な設備を用いて事故防止に係る安全確保対策を講じることによって、放射性物質が環境に異常に放出されることを防止している(答弁書「債務者の主張」第6～第9(55～255頁))。

そして、債務者は、これらの安全確保対策について、都度、最新の知見、技術の進捗等を踏まえた評価・検討を行い、安全性が確保されていることを確認するなどして信頼性を確保してきた。さらに、福島第一原子力発電所事故が津波という共通要因による故障の発生によって引き起こされたことに鑑み、共通要因故障の原因となり得る自然現象等への考慮を手厚くするという観点から、地震、津波等の自然現象についてより余裕を持たせた評価を行ってその対策を講じるとともに、自然現象以外の事象で共通要因故障の原因となり得る火災、溢水等に対する考慮を強化するなどして対策の信頼性を高めている(答弁書「債務者の主張」第10の3(1)(261～263頁))。加えて、万が一事故防止に係る安全確保対策が奏功せず、重大事故等が発生した場合においても、本件3号機の安全性を確保することができるよう、炉心の著しい損傷を防止するための対策(すなわち、従来の原子炉を「止める」「冷やす」機能を強化する対策)、炉心が著しい損傷に至る場合であっても原子炉格納容器の破損を防止するための対策

(すなわち、従来の放射性物質を「閉じ込める」機能を強化する対策)等を講じ、安全確保対策を強化している(答弁書「債務者の主張」第10の3(2)(263～275頁))。(なお、以上により本件3号機の安全性は確保されているのであるが、債務者は、仮に放射性物質が異常に環境へ放出される事態をも想定し、その影響を緩和するための対策や原子力防災対策も講じている。)

債権者らは、債権者ら準備書面(3)及び同(10)において、過酷事故が発生した場合の被害について縷々主張するが、債務者が講じた上記の対策により、本件3号機において、債権者らが主張するような放射性物質を環境に異常に放出する事故が発生する具体的危険性はないのであるから、債権者らの主張は、前提を欠くものである。

2 ところで、債権者らは、いずれも本件発電所から70km程度以上離れた相当に遠方に居住しているのであるから、仮に放射性物質が環境へ放出される事態を想定したとしても、直ちに債権者らの人格権が侵害されるとは考えられない。債権者らは各自の人格権が侵害されるおそれがあるとして本件仮処分の申立てをしているのであるから、本件発電所から約70kmも遠方に居住する債権者らの、いかなる内容の人格権が、いかにして、いかなる態様で侵害される危険があり、それが事前の救済(運転差止め)を要する程度のものであるかなどの点について、4名の債権者ら各人ごとに個別具体的に示されなければならない。しかるに、上記準備書面における債権者らの主張は、4名の債権者らの個別的な人格権侵害に何ら触れることなく過酷事故時の一般的な被害の論述に終始しており、この点においても当を得ない。

3 債権者ら準備書面(3)及び同(10)に対する債務者の主張は上記に尽きるのであるが、なお念のため、上記の債権者ら準備書面における被害に関する記述には以下のように相当でない点が含まれていることを指摘し

ておく。

- (1) 債権者らは、本件発電所において過酷事故が発生した場合の被害予測として、放射性物質拡散シミュレーション1～3（債権者ら準備書面（3）19～37頁）を示す。このうち環境総合研究所によるシミュレーション1は、福島第一原子力発電所事故と同程度の事故並びに放射性物質の放出及び拡散が生じることを前提として、その他の条件を加味してなされたもの、瀬尾健氏によるシミュレーション2および原子力資料情報室によるシミュレーション3は、原子炉格納容器が破損し、同容器内の大量の放射性物質が放出及び拡散することを前提としたものと思料されるが、上記1のとおり、債務者は福島第一原子力発電所事故のような事故を起こさないよう安全確保対策の強化を図るとともに、それでもなお重大事故等に至った場合を想定して、事故の影響を緩和するための対策や原子力防災対策を講じているのであるから、本件発電所において福島第一原子力発電所事故と同程度の事故並びに放射性物質の放出及び拡散が生じるとの前提は不適切である。

また、債権者らは、瀬尾健氏による本件3号機において過酷事故が発生した場合の死者数等の予測（債権者ら準備書面（3）102頁）も示すが、当該予測はそもそも前提条件が明確でない上に、住民等が避難行動を一切行わないものとして算定されたものである。

- (2) 債権者らは、チェルノブイリ事故による避難基準について、年間積算線量 $5\text{ mSv}$ （ $55\text{万}5\text{千Bq}/\text{m}^2$ ）以上の地域が「移住の義務ゾーン」とされ、年間積算線量 $1\sim 5\text{ mSv}$ （ $18\text{万}5\text{千}\sim 55\text{万}5\text{千Bq}/\text{m}^2$ ）の地域が「移住の権利ゾーン」とされたとした上で（債権者ら準備書面（3）61～62頁）、年間積算線量 $20\text{ mSv}$ という我が国の基準は国際基準にはるかに劣後しているとし（債権者ら準備書面（3）62頁）、チェルノブイリ事故の基準によれば「移住義務ゾーンは福島県中通り地方の福島

市，二本松市，郡山市にも及び，移住権利ゾーンは福島第一原発から100 km以上離れた北関東の一部にまで及んでいることになる。」（債権者ら準備書面（10）7頁）などと述べる。

しかしながら，債権者らも債権者ら準備書面（3）の61頁で述べるとおり，年間積算線量20 mSvという基準は，ICRP（国際放射線防護委員会）が緊急事態において線量を低減するための考慮がなされるべき参考レベルとして提示する20～100 mSvの範囲のうち最も厳しい値を基準として採用したものである。また，現在，福島第一原子力発電所事故による避難指示区域として，「帰還困難区域」，「居住制限区域」及び「避難指示解除準備区域」が設定されており，このうち「避難指示解除準備区域」として指定された区域は，空間線量率から推定された年間積算線量が20 mSv以下となることが確実であると確認された区域であるが，当該区域は，復興，復旧のための支援策を迅速に実施し，住民が帰還できるための環境整備を行うために設定した区域であって，そのために立ち入りを認める一方で，区域内での宿泊は条件付きのものとなっている。つまり，年間積算線量が20 mSv以下であることをもって，居住を認める（居住できるとみなす）ことをしないという慎重な運用がなされている。ちなみに，平成27年9月5日現在，上記の「帰還困難区域」，「居住制限区域」及び「避難指示解除準備区域」はいずれも福島県内に限られており，最も遠い地点でも福島第一原子力発電所から50 km程度である（乙115）。

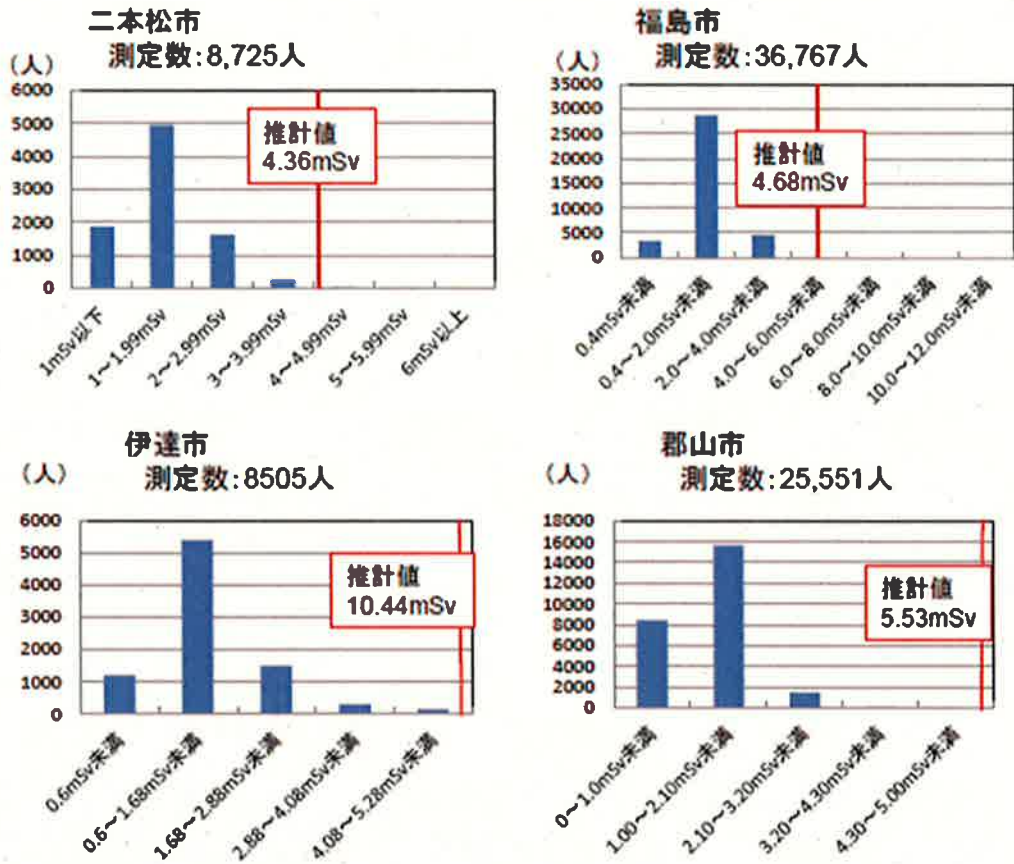
また，福島第一原子力発電所事故においては，年間積算線量の推計について，16時間の屋内（木造），8時間の屋外活動の生活パターン及び屋

内における建物による放射線の遮へい率0.4を前提に<sup>1</sup>（乙116，乙117），空間線量率<sup>2</sup>が $3.8 \mu\text{Sv}/\text{時}$ を超える場合に $20 \text{mSv}/\text{年}$ を超えるものとして避難指示区域等の設定に用いているところであるが，この空間線量率からの年間積算線量の推計について，避難指示区域等が設定された地域の近傍の福島市，伊達市等において個人の累積被ばく線量の実測値について調査した結果によれば，実測値は空間線量率から推計した値を大きく下回っている（図1，乙118（12頁））。つまり，福島第一原子力発電所事故における避難指示区域等の設定の基準は，ICRPが推奨する一般公衆の緊急時被ばく状況における放射線防護の参考レベルを参照して最も安全側の実効線量で $20 \text{mSv}/\text{年}$ を基準として採用したものである上に，実測値レベルでは，それよりも十分に低いものとなっていることから，避難の基準としては十分に合理的なものであるといえる。

---

<sup>1</sup> 空間線量率 $3.8 \mu\text{Sv}/\text{時} \times (16 \text{時間} \times \text{遮へい率} 0.4 + 8 \text{時間}) \times 365 \text{日} =$   
約 $20 \text{mSv}/\text{年}$

<sup>2</sup> 各地で計測している空間線量率には，本来除外すべき自然放射線（宇宙線及び大地に含まれる放射性物質の線量）も含まれているが，計算上は考慮していない。



(注1)「実測値」は、各市町村が個人に配布しているガラスバッジの計測値に、(12カ月/測定期間)をかけることによって年間積算線量に換算したもの。

(注2)「推計値」は、文部科学省、福島県が固定点で実施している空間線量率の、ガラスバッジ測定期間と同じ時期の測定値の平均から年間積算線量を推計したもの。

図1 空間線量率からの推計値と被ばく実測値<sup>3</sup>との比較

[出典：「年間20ミリシーベルトの基準について」  
(平成25年3月経済産業省、乙118)]

なお、債権者らは、チェルノブイリ事故においては広範囲にわたって放射性物質による汚染が生じたとして、本件発電所から約70km離れた債権者らの居住範囲も強制移転等の対象地域となる旨を述べるが(債権者ら準

<sup>3</sup> 各市の実測値は、二本松市は平成23年9月から11月、福島市は平成23年9月から11月、郡山市は平成23年10月から11月を測定期間とする計測値から換算したもの(伊達市の測定期間は不明)。

備書面（10）13～20頁），チェルノブイリ事故は，本件3号機と異なり，事故が発生した場合に放射性物質を閉じ込める機能を果たす原子炉格納容器もなく，さらに減速材に水ではなく黒鉛を用いていたために，その黒鉛の火災によって上昇気流が生じたなどの要因が重なって，放射性物質が広範囲に拡散したものであり（乙119），原子炉の仕組み等が全く異なるチェルノブイリ事故の汚染範囲をもって，仮に本件3号機で事故が生じた場合に，同様の汚染範囲が生じるとの前提に立った債権者らの主張は当を得ない。

- (3) 債権者らは，大分県内の自治体において，原子力災害を想定した合理的な避難計画等が策定されていない旨を述べるが（債権者ら準備書面（10）第2（20頁以下）），我が国の現行の法制度において，原子力災害を想定した避難計画等を定めた地域防災計画（原子力災害対策編）を策定する必要があるとして具体的に示されているのは，福島第一原子力発電所事故での実際の避難範囲やI A E A（国際原子力機関）の基準も参考に，原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針において示される「原子力災害対策重点区域」（原子力発電所から概ね30km圏内）を含む地方公共団体である（乙120）。すなわち，大分県内の自治体には，地域防災計画（原子力災害対策編）を策定する義務はないのであって，大分県内の自治体が当該計画を策定していないことを殊更に問題視する債権者らの主張は当を得ない。

また，債権者らは，原子力災害対策指針において，放射性プルーム（以下「プルーム」）<sup>4</sup>通過時の防護措置に係る規定が削除されたことをもって，プルームに対する防護措置が何ら検討されていないかのように主張す

---

<sup>4</sup> 気体状の放射性物質が大気中を雲のような塊となって流れる現象



るが、当該規定が削除されたのは、プルーム通過時の防護措置が必要な事態に至った場合でも、我が国には、これに柔軟に対応できる制度的基盤が既に整備されていること、福島第一原子力発電所事故以降、順次更新が進められている I A E A の安全基準においても、プルーム通過時のみに重点を置いた考え方は示されていないことなどを踏まえ、プルームに対応するための特別な枠組みを新たに設定する必要はないとの考え方に基づくものであり、債権者らの主張は当を得ない（乙 1 2 1（2 頁））。

- (4) 債権者らは、新規制基準が避難計画について定めていないことは国際基準に反する旨を述べるが（債権者ら準備書面（10）42～50頁）、原子力防災については、原子力災害対策特別措置法が「この法律は、・・・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律・・・、災害対策基本法・・・その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。」と定めるとおり、原子力災害対策特別措置法、原子炉等規制法、災害対策基本法等が相まって、かかる法体系全体を通じて、避難計画策定を含む原子力防災対策が講じられることとなっている。

具体的には、答弁書「債務者の主張」第 1 2（282 頁以下）で述べたとおり、福島第一原子力発電所事故以降、I C R P の勧告、I A E A の安全基準の制改定等の国際的な動向を踏まえ、中央防災会議により防災基本計画（原子力災害対策編）が改正されるとともに、原子力規制委員会により原子力災害対策指針が策定されるなどして、新たな制度枠組みが設定され、この制度枠組みのもとで、国、地方公共団体及び原子力事業者である債務者は、仮に原子力災害が生じた場合にも住民等の被ばく防護措置に向けた役割を適切に果たすべく、防災組織の構築、情報連絡体制の整備、資機材の確保、計画等の策定等の準備を行っており、緊急事態発生時におい

ては、連携して原子力防災対策を実施し、住民等に対する防護措置を行うこととしている。また、地方公共団体が整備する「地域防災計画（原子力災害対策編）」（避難計画を含む。）の充実化も進められており、国はこれを積極的に支援している。

原子力防災対策は、上記の制度枠組みの下で実施されるものであるため、避難計画等の妥当性については、原子力規制委員会がこれを審査するのではなく、国、地方公共団体等で構成される地域原子力防災協議会において、具体的かつ合理的なものであることを確認した上で、同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告し、了承を得る構造になっている。

債権者らは、IAEAの深層防護の考え方や米国の許可条件との比較などから、原子力防災対策を原子力規制委員会が審査する構造となっていないことが問題であるかのように主張するが、IAEAの安全基準「原子力又は放射線の緊急事態に対する準備と対応」（GSR part 7）においては、政府が、規定を設け、原子力又は放射線源による緊急事態に対する準備と対応に関する役割と責任を明示し、割り当てることを確実なものとしなければならないとされているのであって、避難計画に関する事項を含む緊急事態に対する準備と対応について、原子力事業者に対する規制として規定することが求められているわけではない（乙122（66頁以下））。そして、我が国においては、米国とは異なり、上記のとおり原子力防災の枠組みが採用されているのであり、この点については、原子力規制委員会も、「我が国の法制度上、避難計画等、第5の防護レベルに関する事項については、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づいて措置がとられることとされており、設置許可基準規則に避難計画に関する事項が含まれていないことのみをもって、設置許可基準規則がIAEAの安全基準に抵触するものではない。」（乙

122 (72頁) ) との見解を示している。

以 上